

## 新合併特例法下における具体的支援策

平成 18 年 10 月 30 日  
青 森 県 総 務 部

「新合併特例法下における県の支援方針(平成 18 年 10 月 30 日青森県市町村合併推進本部決定)」に基づき、構想対象市町村等において県が行う具体的な支援策は、次のとおりとする。

なお、旧合併特例法下の合併市町において行う「合併重点支援地域等における県の支援方針」(平成 17 年 3 月 24 日青森県市町村合併推進本部決定)に基づく具体的支援策については、特に注釈のない限り、この支援策のとおりとする。

### 1 情報通信の整備

#### 国の支援制度の活用に関する調整

合併関係市町村における行政サービスの向上・均一化、デジタルデバイドの解消を図り、市町村の一体化を促進するため、国の行う支援制度の活用について、情報提供、助言等を行う。

#### 情報通信システム構築への支援

合併関係市町村の行政事務の共有化、効率化のための情報通信システム構築を促進し、合併市町村の速やかな一体化・行財政運営の円滑化に資するため、必要となる調査研究について、企画立案、技術的な助言・提案・情報提供を行う。

### 2 道路・基盤整備

#### 市町村合併支援道路整備事業

合併市町村の一体化を促進するため、合併市町村内の中心地や公共施設等の拠点を連絡する道路、橋梁などの整備について、重点的に支援する。

#### 港湾改修費補助事業

合併市町村または合併関係市町村の港湾改修について、重点的に支援する。

#### 地すべり対策事業

合併市町村の病院、官署等の主要公共施設等の重要施設を保全するために必要な地すべり対策等について、優先的に支援する。

#### 河川改修事業

合併市町村の病院、官署等の主要公共施設等の重要施設を保全するために必要な河川の整備について、優先的に支援する。

#### 海岸保全事業

合併市町村の病院、官署等の主要公共施設等の重要施設を保全するために必要な海岸の整備について、優先的に支援する。

#### 河川総合開発事業

合併市町村の病院、官署等の主要公共施設等の重要施設を保全するために必要なダムの整備について、優先的に支援する。

#### 砂防事業

合併市町村の病院、官署等の主要公共施設等の重要施設を保全するために必要な砂防えん堤等の整備について、優先的に支援する。

#### 急傾斜地崩壊対策事業

合併市町村の病院、官署等の主要公共施設等の重要施設を保全するために必要な急傾斜地崩壊対策等について、優先的に支援する。

### 3 都市・地域整備

#### 都市計画に関する知識の普及及び情報提供

合併市町村の地域の特性を活かした個性ある豊かなまちづくりに資するため、都市計画に関する専門知識の普及及び情報提供を行う。

#### 公営住宅の建替え等の促進

合併関係市町村について、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、セーフティネット構築に向け公営住宅の整備を促進する。

合併を視野に入れた住宅供給に係る関連公共施設等の整備に対する支援  
合併関係市町村が共同して取り組む地域住宅計画に位置づけられた住宅  
供給事業等に係る関連公共施設等の整備を促進する。

#### 4 農林水産業の基盤整備

##### 広域営農団地農道整備事業

農産物の流通の合理化、農作業の効率化や農村地域の交通の利便性を図  
るため、生産団地間や生産団地と農業施設、農業施設と幹線道路等を連絡  
する地域の基幹的な農道の整備について、優先的、重点的に支援する。

##### 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農産物の流通の合理化、農作業の効率化や農村地域の交通の利便性を図  
るため、ほ場と農業施設、農業施設と幹線道路を連絡する地域の基幹的な  
農道の整備について、優先的、重点的に支援する。

##### 一般農道整備事業

農産物の流通の合理化、農作業の効率化や農村地域の交通の利便性を図  
るため、ほ場間やほ場と集落等を連絡する地域の幹線的な農道の整備につ  
いて、優先的、重点的に支援する。

##### 中山間地域総合整備事業

過疎化や高齢化の進行している中山間地域の活性化を図るため、立地条  
件に適した農業生産基盤や定住促進のための生活環境施設、都市と農村の  
交流基盤等の総合的な整備について、優先的、重点的に支援する。

##### 地域用水環境整備事業

豊かで潤いのある快適な生活環境を創造するため、水路、ダム、ため池  
等の農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に行う親水護岸や魚巢プロ  
ック等環境に配慮した施設の整備について、優先的、重点的に支援する。

#### 地域用水機能増進事業

消流雪用水、防火用水、景観保全に役立つ用水など地域の用水が持つ機能の維持・増進を図るための事業について、優先的、重点的に支援する。

#### 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全と農村地域の生活環境の改善を図るための污水处理施設等の整備について、優先的、重点的に支援する。

#### 経営体育成基盤整備事業

機械化営農技術の発展等に即応した農地等の区画形質の変更、その他ほ場条件等の整備について、優先的、重点的に支援する。

#### 森林環境保全整備事業のうち森林管理道の開設

森林の有する多面的機能の発揮等を図るため、重視すべき森林の機能区分に応じた森林管理道の整備について、優先的、重点的に支援する。

#### 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

森林と集落、市場等を結び、効率的な森林整備の促進を図るため、既設林道や公道を峰越しで連絡する林道の開設等について、優先的、重点的に支援する。

#### 水産物供給基盤整備事業

合併関係市町村間の水産業の連携強化・整備水準の均一化を図るため、市場統合及び漁協の合併の促進、漁港の機能分担の明確化による水産物の生産流通の拠点整備について、重点的に支援する。

#### 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

漁村環境の改善を図るため、漁港と国道・県道を結ぶ道路又は他の漁港とを結ぶ道路（関連道）等の整備について、優先的、重点的に支援する。

## 5 教育・学習環境の整備

### 教育・学習環境の整備

合併に伴う文教施設等の整備計画策定、有効活用や、合併に伴い市町村が行う文化・スポーツ振興事業の企画立案等について、助言・情報提供を行う。

## 6 一般廃棄物処理対策の推進

### 循環型社会形成推進交付金制度

合併関係市町村の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の処理施設等を整備し、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

## 7 健康福祉の充実

### 市福祉事務所設置に対する支援

町村の合併による市制施行に伴い、新たに設置することとなる福祉事務所の運営が円滑に行われるよう、実務研修生の受け入れや県職員の派遣などの人的支援及び業務面での技術的支援等を行う。

### 国民健康保険広域化等支援基金の設置

国民健康保険事業の運営の広域化に資する事業に要する経費の財源に充てるため、青森県国民健康保険広域化等支援基金を設置する。

### 自治体病院機能再編成の推進

県内30自治体病院が抱える医師確保や経営悪化等の諸課題に対応するため、自治体病院間の機能分担や連携を進める機能再編成を推進する。

## 8 商工観光の振興

### 中心市街地活性化推進事業

市町村等に対して、中心市街地活性化施策についての情報提供等を行うとともに、「改正中心市街地活性化法」に基づく基本計画の作成等について助言等を行う。

### 基盤的技術産業集積活性化計画

基盤的技術産業集積活性化促進地域の対象地域内と外の市町村が合併した場合に、不利にならないよう調整を行うことにより、合併の促進と産業集積活性化施策の円滑な促進を図る。

## 9 消防力の整備

### 消防の広域化に伴う消防力の整備の支援

市町村合併に伴い消防の広域化を行う場合の合併関係市町村及び合併市町村の地域における消防防災施設等の整備について、重点的に支援する。

## 10 交通政策

### 地域生活交通対策事業

広域的・幹線的路線に準ずるバス路線の運行を維持することとなる補助対象路線は、複数市町村に跨ることを要件としているが、要綱上平成13年3月31日の市町村における状態をもって補助することとし、市町村合併で単一市町村になったことにより補助対象外とならないように配慮する。

## 11 地域振興

### 景観アドバイザー制度

地域の魅力ある景観づくりを支援するため、建築、土木、デザイン、色彩などの専門家を派遣し、地域住民が行う景観形成活動、市町村が行う景観形成施策の策定又は実施、市町村が行う公共事業のデザイン等に関する助言を行う。

### 地域振興アドバイザー派遣制度

地域の活性化・交流を促進するため、様々な課題を抱えている市町村へ各分野の専門家を派遣するアドバイザー派遣の申請について、優先的に配慮する。

#### 地域づくり推進ソフト事業助成

地域づくり推進のため、合併市町村等からのソフト事業助成の申請について、優先的に配慮する。

#### 地域づくりアドバイザー事業

自主的主体的な地域づくりに対する支援の一環として、地域の活性化を推進するため、適切な助言を行う各分野の専門家等の紹介や受入れ経費の助成に係るアドバイザー事業の申請について、優先的に配慮する。

#### コミュニティ助成事業

合併後の活力と魅力ある個性的なまちづくりを支援するため、合併市町村等からのコミュニティ助成事業の申請について、優先的に配慮する。

#### 市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助

市町村による自発的、創造的な地域特性を活かした地域づくりを柔軟に支援するため、市町村等が行う元気なあおもりづくりのための事業に要する経費について、重点的に支援する。

## 1 2 財政支援

#### 市町村合併協議会運営経費補助金

合併協議会の運営等に係る市町村の負担を軽減し、合併に向けた協議を円滑に進めるため、法定の合併協議会を構成する市町村の代表市町村に対し助成する。

補助額

上記経費の2分の1に相当する額又は200万円を限度とする額のいずれか低い額以内の額。

### 市町村合併特別交付金

電算システム統合事業や防災無線統合事業等、合併に伴う臨時的な財政需要に係る合併市町村の負担を軽減し、合併後のまちづくり等を支援するため、合併市町村に対して県単独の交付金を交付する。

なお、人口1万人未満の小規模町村を含む合併が行われる場合に、当該交付金の加算を行う。

#### 交付限度額

$$(2 \text{ 億円} + n \times 1 \text{ 億円}) + (\text{小規模町村数} \times 1 \text{ 億円})$$

n：合併関係市町村数 - 2

小規模町村：人口1万人未満の町村

旧法に基づき合併した市町に対しては、旧法下の市町村合併支援特別交付金を交付する。

## 1.3 人的支援

法定の合併協議会や合併市町村の事務処理の円滑な運営に資するため、市町村からの要請により、必要に応じて県職員を派遣する。